

大阪府議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例案【概要】

大阪維新の会大阪府議会議員団

1. 条例化する目的

議員報酬の30%削減について、府の財政状況が、なお厳しいことに鑑み、適用期限を今任期中に延長する。

2. 条例に盛り込もうとする事項

令和9年4月29日までの間において、大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第2条の規定にかかわらず、同条に定める額からその100分の30に相当する額を減じた額とする。

3. 施行時期

令和6年4月1日

(理由:現在の適用期限が令和6年3月31日までとなっているため。)

4. 参考資料

別紙のとおり

大阪府条例第 号

大阪府議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪府議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成二十年大阪府条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
大阪府議会議員の議員報酬の月額、平成二十年八月一日から令和九年四月二十九日までの間において、大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十二年大阪府条例第二十一号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。	大阪府議会議員の議員報酬の月額、平成二十年八月一日から令和六年三月三十一日までの間において、大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十二年大阪府条例第二十一号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。